

総 内 第 20 号  
平成 12 年 3 月 10 日

民間資金等活用事業推進委員会  
委員長 樋 口 廣 太 郎 殿

内閣総理大臣 小 淵 恵 三

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する  
事業の実施に関する基本方針（案）について（付議）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 4 条第 4 項の規定に基づき、別添の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（案）」について、民間資金等活用事業推進委員会に付議する。